

自己点検シート

- 令和4年10月改正対応版 -

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所名・施設名 ()

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
I-1 基本方針 (認知症対応型共同生活介護)							
1	基本方針	認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっていますか。	条第109条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
I-2 人員に関する基準 (認知症対応型共同生活介護)							
2	基本的事項	※ 「常勤」 (用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。) に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和 47 年法律第 113 号) 第 13 条第 1 項に規定する措置をいう。以下同じ。) 又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。) 第 23 条第 1 項、第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置をいう。以下同じ。) が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1 の事業者によって行われる認知症対応型通所介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、認知症対応型通所介護事業所の管理者と認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。	基準解釈通知第 2・23				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより人員基準を満たすことが可能。</p> <p>※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>※ 「常勤換算方法」（用語の定義）</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とします。</p>	<p>基準解釈通知第 2・2(4)</p> <p>基準解釈通知第 2・2(1)</p>					
3	介護従業者	(1) 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従業者について、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が 3 人又はその端数を増すごとに 1 人以上配置していますか。	条令第 110 条第 1 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(2) 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じてサービスの提供に当たる介護従業者について、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く、夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務をいう。以下同じ。）を行わせるために1人以上配置していますか。</p> <p>夜間及び深夜の時間帯を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">: ~ :</p> <p>※ 共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができます。</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保してください。</p> <p>※ 利用者を8人とし、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合、午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人＝延べ24時間分のサービスが提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要となります。</p> <p>また、午後9時から午前6時まで、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者（以下「夜勤職員」という。）が1人以上確保されていることが必要となります。</p> <p>※ ただし、3つの共同生活住居を有する場合において、全ての共同生活住居が同一の階に隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能となる構造である場合には、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者によって夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されていると認められている場合に限り、夜勤職員を2名以上とすることができます。この場合には、利用者のケアの質や職員の負担にも配慮してください。</p> <p>マニュアルの策定や避難訓練の実施に当たっては、非常災害に関する具体的な計画や訓練の実施において、夜間及び深夜の時間帯の</p>	<p>基準解釈通知第3・5・2(1)②イ</p>	□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>勤務を想定した内容を取り扱うことで差し支えありません。</p> <p>なお、事業所の判断により、人員配置基準を満たす2名以上の夜勤体制を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能です。</p> <p>宿直勤務を行う介護従事者を置く際の夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取り扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)に準じて適切に行ってください。</p>					
	<p>(3) (1)の利用者の数は、前年度の平均値となっていますか。</p> <p>※ 新規に指定を受ける場合は推定数となります。</p> <p>※ 利用者の数は、前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点第2位以下を切り上げて算出してください。</p> <p>※ 新たに事業を開始等した事業者等においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延数を1年間の日数で除して得た数としてください。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数としてください。</p>	<p>条例第110条第2項</p> <p>基準解釈通知第2・25②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>4) (1)又は(2)の介護従業者のうち、1人以上を常勤としていますか。</p> <p>※ 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、上記(1)から(4)までに定める人員に関する基準を満たす介護従業者を置くほか、平18厚労令34第63条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は同第171条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができます。</p>	<p>条例第110条第3項</p> <p>条例第110条第4項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 夜勤職員については、当該事業所に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設され、以下の要件を満たすほか、入居者の処遇に支障がないと認められる場合に限り、指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員と指定小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員の合計が9人以内であること。</p> <p>② 指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所が同一階に隣接しており、一体的な運用が可能な構造であること。</p>	基準解釈通知第3・5・2(1)①				
4 計画作成担当者	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものであり、専らその職務に従事する計画作成担当者を置いていますか。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができます。また、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとします。</p>	条例第110条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 計画作成担当者は、「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していますか。</p> <p>※ 「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2号、老振発0316第2号、老老発0316第6号通知。以下「地域密着研修通知」という。）」2の(1)の②の「実践者研修」又は「基礎課程」を指します。</p>	条例第110条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) (1)の計画作成担当者のうち1人以上の者は、介護支援専門員をもって充てていますか。</p> <p>※ 併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができます。</p> <p>※ サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介</p>	<p>条例第110条第7項</p> <p>条例第110条第9項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて(2)の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができます。</p> <p>※ 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができます。</p>	<p>条例第110条第10項</p>				
	<p>(4) (3)の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督していますか。</p>	<p>条例第110条第8項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	<p>管理者</p> <p>(1) 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 当該事業所の介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>なお、1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできます。</p> <p>※ 共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができます。</p> <p>※ この場合、「自主点検表第1-2人員に関する基準の5 サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の実施要件」の二に掲げる要件をいずれも満たす必要があります。</p>	<p>条例第111条第1項</p> <p>基準解釈通知第3・5・2②①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 管理者は、適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験</p>	<p>条例第111条第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者ですか。					
	(3) 管理者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。 ※ 「地域密着研修通知」1(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指します。	条例第111条第3項 基準解釈通知第3・4・2(2)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	代表者 知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していますか。	条例第112条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の実施要件 イ サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所に係る指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要があるが、この場合、指定認知症対応型共同生活介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「3年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。 ロ サテライト事業所は、本体事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下この項目において同じ。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。 a 事業開始以降1年以上本体事業所としての実績を有すること。 b 当該本体事業所の共同生活住居の利用者の合計数が、当該本体事業所の共同生活住居において定められた入居定員の合	基準解釈通知第3・5・2(1)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)																
			適	不適	非該当																	
	<p>計数の 100 分の 70 を超えたことがあること。</p> <p>八 サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。したがって、本体事業所に対するサテライト事業所の共同生活住居の数及び設置可能な箇所数は、表のとおりとなる。</p> <p>a 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね 20 分以内の近距離であること。</p> <p>b サテライト事業所の共同生活住居の合計数が、本体事業所の共同生活住居の数を上回らないこと。</p> <p>c 本体事業所とサテライト事業所の共同生活住居の数の合計は、最大 4 までとすること。</p> <p>【本体事業所の共同生活住居数とサテライト事業所の共同生活住居の数及び箇所数の関係】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本体事業所</th> <th colspan="2">サテライト事業所</th> </tr> <tr> <th>共同生活住居数</th> <th>共同生活住居数</th> <th>1の本体事業所に対して設置可能なサテライト事業所の箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 本体事業所は、当該サテライト事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保するほか、当該本体事業所とサテライト事業所の管理者が同一である場合には、当該本体事業所と当該サテライト事業所との間において、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。</p> <p>a 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>b 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。また、必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト事業所との相互支援が行える体制（例えば、サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、</p>	本体事業所	サテライト事業所		共同生活住居数	共同生活住居数	1の本体事業所に対して設置可能なサテライト事業所の箇所数	1	1	1	2	1	2	2	1	3	1	1				
本体事業所	サテライト事業所																					
共同生活住居数	共同生活住居数	1の本体事業所に対して設置可能なサテライト事業所の箇所数																				
1	1	1																				
2	1	2																				
	2	1																				
3	1	1																				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。</p> <p>c 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制があること。</p> <p>d 事業の目的や運営方針等について同一の運営規程が定められること。</p> <p>e 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。</p> <p>ホ 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいですが、隣接する市町村における指定認知症対応型共同生活介護事業所とすることも差し支えありません。</p>					
I - 3 設備に関する基準（認知症対応型共同生活介護）						
8 設備及び備品等	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）としていますか。</p>	条令第113条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、便所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けていますか。</p> <p>※ 1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければなりません。</p> <p>また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共有することも原則として不可とします（共用型認知症対応型通所介護を行う場合は除く）。</p> <p>※ 管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室については兼用であっても差し支えありません。</p> <p>※ 居間及び食堂は、同一の場所とすることができますが、同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましいです。また、その広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。</p>	条令第113条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 居室は次のとおりとなっていますか。</p> <p>① 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p>	条令第113条第3項・第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>② 1の居室の床面積は、7.43㎡以上としなければならない。</p> <p>※ 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれません。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではありません。</p> <p>居室を2人部屋とすることができる場合とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とするべきではありません。</p>	基準解釈通知第3・5・3(3)				
9	<p>消防設備その他の法令等に規定された消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。</p> <p>※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所については、原則として、すべての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられています。</p>	基準解釈通知第3・5・3(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
I-4 運営に関する基準（認知症対応型共同生活介護）						
10	<p>内容及び手続の説明及び同意</p> <p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <p>① 運営規程の概要</p> <p>② 認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制</p> <p>③ 事故発生時の対応</p> <p>④ 苦情処理の体制</p> <p>⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</p> <p>※ 同意は、利用者及び認知症対応型共同生活介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p> <p>※ 従業者の「員数」については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p>	<p>条例第9条第1項準用</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(2)①準用</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(2)①準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
11	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 過去1年間に利用申込みを断った事例 有・無	条令第10条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	入退居	(1) 認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供していますか。	条令第114条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしていますか。	条令第114条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。 ※ 「自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合」とは、認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者で、共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられる場合のほか、入居申込者が入院治療を要する者である場合、当該認知症対応型共同生活介護事業所の入居者数が既に定員に達している場合等です。	条令第114条第3項 基準解釈通知第3・5・4(1)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	条令第114条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		※ 入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、町とも連携し、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を可能な限り図ってください。					
		(5) 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っていますか。	条令第114条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(6) 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条令第114条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条令第12条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
14	要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条令第13条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	サービスの提供の記録	(1) 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。	条令第115条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録していますか。	条令第115条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	条令第116条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>※ 法定代理受領サービスとして提供される認知症対応型共同生活介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p>	基準解釈通知第3・1・4(13)①準用				
		(2) 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	条令第116条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない認知症対応型共同生活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである認知症対応型共同生活介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる認知症対応型共同生活介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>① 利用者に、当該事業が認知症対応型共同生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、認知症対応型共同生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>③ 会計が認知症対応型共同生活介護の事業の会計と区分されていること。</p>	基準解釈通知第3・1・4(13)②準用				
	<p>(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p>① 食材料費</p> <p>② 理美容代</p> <p>③ おむつ代</p> <p>④ 認知症対応型共同生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。</p>	<p>条例第116条第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) (3)④の費用の具体的な取扱いについては、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)に沿って適切に取り扱われていますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>	条例第116条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(6) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p>	法第42条の2第9項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(7) (6)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p>	施行規則第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
17	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条令第22条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	(1) 認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	条令第117条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	条令第117条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。	条令第117条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	条令第117条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		※ サービスの提供方法等とは、認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものです	基準解釈通知第3・5・4(4)②				
		(5) 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 ① 外部の者による評価 ② 運営推進会議における評価 ※ 自己評価及び外部評価は、年1回実施してください。 ※ 複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行ってください。 ※ 自己評価及び外部評価の実施にあたっては以下の点に留意してください。 イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。 ロ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図ると	条令第117条第8項 基準解釈通知第3・5・4(16)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ともに、利用者のほか、町職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。</p> <p>ハ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、町職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。</p> <p>ニ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人ホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、町窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。</p> <p>ホ 認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成 28 年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」（公益社団法人日本認知症グループホーム協会）（厚生労働省ホームページにて掲載）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。</p>					
19	<p>身体的拘束等</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。</p> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです（「身体拘束ゼロへの手引き」参照）。</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドの柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p>	<p>条例第 117 条 第 5 項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>					
	(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	条例第117条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っていますか。	条例第117条第7項第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定しています。</p> <p>イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>二 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>へ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>※ テレビ電話装置等を活用して行う際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>					
	<p>(4) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>へ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>	条令第117条第7項第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>※ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p>	条令第117条第7項第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。						
20	指定認知症対応型共同生活介護計画の作成	(1) 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	条例第118条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	条例第118条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		※ 通所介護の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、当該認知症対応型共同生活介護事業者と通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものです。また、「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。	基準解釈通知第3・5・4⑤②				
		(3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。	条例第118条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) 介護支援専門員は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	条例第118条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。	条例第118条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(6) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。	条例第118条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 認知症対応型共同生活介護計画の変更について、(2)から(5)までの規定を準用してください。						
	(7) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対	基準解釈通知第3・4・4⑨④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるとする」と規定していることを踏まえ、認知症対応型共同生活介護事業所において短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している認知症対応型共同生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。						
21	介護等	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか	条例第119条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせてはいませんか。 ※ 従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者の負担によって利用させることはできません。	条例第119条第2項 基準解釈通知第3・5・4(6)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。	条例第119条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22	社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。	条例第120条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 ※ 金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。	条例第120条第2項 基準解釈通知第3・5・4(7)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	条例第120条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23	利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	条例第28条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
24 緊急時等の対応	<p>現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 協力医療機関については、次の点に留意してください。</p> <p>① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>条例第99条準用</p> <p>基準解釈通知第3・4・4(12)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例第59条の11準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「I-4 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26 管理者による管理	<p>管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者ではありませんか。</p> <p>※ ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではありません。</p>	条例第121条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 利用定員</p> <p>④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 非常災害対策</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ ②の従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、</p>	<p>条例第122条</p> <p>基準解釈通知第3・5・4(8)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> <p>※ ⑥の「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。</p> <p>※ ⑦の「虐待の防止のための措置に関する事項」については、令和6年3月31日までの間、当該事項を定めるよう努めるものとするかとされています。</p> <p>※ ⑧の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。</p>	基準解釈通知第3・4・4(1)③				
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしてください。</p>	<p>条例第123条第1項</p> <p>基準解釈通知第3・5・4(9)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者を確保してください。なお、常時介護従業者が1人以上確保されている（指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねている夜勤職員が配置されている場合を含む。）ことが必要です。</p>	<p>条例第123条第2項</p> <p>基準解釈通知第3・5・4(9)③</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 介護従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。この際、当該事業者は全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めていますか。</p> <p>※ 前段において、特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めてください。</p> <p>※ 後段において、当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等にお</p>	<p>条例第123条第3項</p> <p>基準解釈通知第3・5・4(9)④</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3の6③準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>いて、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることにあたっては、令和6年3月31日までの間は努力義務としています。</p> <p>※ 新卒採用、中途採用を問わず事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修課程を受講させてください。この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務としています。</p>					
	<p>(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意していただきたい内容は次のとおりです。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p>	<p>条例第123条 第4項</p> <p>基準解釈通知 第3・1・4(2)⑥ 準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発してください。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。</p> <p>□ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその華族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。</p>						
29	定員の遵守	<p>入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはいませんか。</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	条例第124条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30	業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練（シミュレーション）の実施については、事</p>	<p>条例第32条の2第1項準用</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(7)②準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>※ 「業務継続計画の策定等」については、令和6年3月31日までの間は、努力義務となっています。</p>					
	<p>(2) 介護従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施し、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	<p>条例第32条の2 第2項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手順は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	条例第32条の2 第3項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
31	非常災害対策	<p>(1) 非常災害に関する具体的計画を定めていますか。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定小規模多機能型事業所にあつてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定小規模多機能型事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p> <p>(2) 防火管理者には、施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者を選任し、消防署長に届け出ていますか。</p> <p>①防火管理者名 ()</p> <p>②届出日 ()</p> <p>(3) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>(4) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらるように、地域との協力体制の確保に努めていますか。</p> <p>(5) 消防機関の協力を得て、年2回以上の消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。</p>	<p>条例第102条 第1項準用</p> <p>基準解釈通知第3・4・4(16)準用</p> <p>消防法第8条 第1項、第2項 消防法施行令 第1条の2、第3条</p> <p>基準解釈通知第3・4・4(16)準用</p> <p>基準解釈通知第3・4・4(16)準用</p> <p>消防法施行規則 第3条第10項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)											
			適	不適	非該当												
	<p>また、訓練のうち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練となっていますか。</p> <p>直近2回の訓練実施日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>消防職員 の立会</th> <th>夜間 訓練</th> <th>参加 者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	消防職員 の立会	夜間 訓練	参加 者数		有・無	有・無	人		有・無	有・無	人				
	実施日	消防職員 の立会	夜間 訓練	参加 者数													
		有・無	有・無	人													
		有・無	有・無	人													
	(6) (5)の訓練について、地域住民の参加が得られるように、連携に努めていますか。	条例第102条第2項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
(7) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防火性能を有する物品となっていますか。	消防法第8条の3第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
<p>(8) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検(6月ごと年2回、総合点検1年に1回)を行っていますか。また、総合点検の結果について消防署長に報告していますか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施内容</th> <th>指摘事項など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施日	実施内容	指摘事項など							消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
実施日	実施内容	指摘事項など															
32 協力医療機関等	<p>(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p>(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。</p> <p>※ 協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておいてください。</p>	条例第125条第1項 条例第125条第2項 条例第125条第3項 基準解釈通知第3・5・4(10)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
33 衛生管理等	<p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 次の点に留意してください。</p>	条例第59条の16第1項準用 基準解釈通知第3・5・4(13)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>イ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>□ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ハ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。</p>					
	<p>(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>① 事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月1回以上開催し、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。</p> <p>③ 事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防又はまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>※ 具体的には次の取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業者を実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p> <p>□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>「指針」には平常時の対策及び発生時の対応を規定します。</p> <p>平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、町事業所</p>	<p>条例第59条の16 第2項準用</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(9)①②準用</p>	<p>□</p> <p>□</p> <p>□</p>			

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>八 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <p>「研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をしたうえでケアの演習などを実施するものとしします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 感染症対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 「感染症の予防又はまん延の防止のための措置」については、令和6年3月31日までの間は努力義務となっています。</p>					
	(3) 従業員の健康診断を定期的に実施していますか。	労働安全衛生法 第66条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 非常勤職員も含め、常時使用する労働者に対して、1年以内（深夜業等に従事する従業員は6か月以内）ごとに1回の定期的な実施が義務付けられています。	労働安全衛生規則 第44条・第45条				
34	<p>掲示</p> <p>業所の見やすい場所に運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業員の勤務の体制、苦情処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。</p> <p>※ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。</p>	条例第34条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35	<p>秘密保持等</p> <p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p>	条例第35条 第1項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	条例第35条 第2項準用 基準解釈通知第3・1・4(26)②準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	条例第35条 第3項準用 基準解釈通知第3・1・4(26)③準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36	<p>広告</p> <p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。</p>	条例第36条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37	<p>居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	条例第126条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
38	<p>苦情処理</p> <p>(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <p>① 苦情を受け付けるための窓口を設置</p> <p>② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする</p>	条例第38条 第1項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する</p> <p>④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する</p>						
	<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p>	<p>条例第 38 条 第 2 項準用</p> <p>基準解釈通知第 3・ 1・4(28)2 準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくはは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	<p>条例第 38 条 第 3 項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。</p>	<p>条例第 38 条 第 4 項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	<p>条例第 38 条 第 5 項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。</p>	<p>条例第 38 条 第 6 項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
39	調査への協力等	<p>条例第 104 条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
40	地域との連携等	<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する町の職員、地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 か月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要</p>	<p>条例第 59 条の 17 第 1 項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>※ 運営推進会議は、認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者、町職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもので、各事業所が設置すべきものです。</p> <p>※ また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。</p> <p>① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p>② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととします。</p>	<p>基準解釈通知第3・2の2・3(10)①準用</p> <p>基準解釈通知第3・4・4(23)</p>				
	<p>(2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例第59条の17第2項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(3) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	条例第59条の17第3項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	条例第59条の17第4項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
41 事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例第40条第1項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。	条例第40条第2項準用 基準解釈通知第3・1・4(30)準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	条例第40条第3項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じていますか。	基準解釈通知第3・1・4(30)③準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
42 虐待の防止	(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 虐待の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、確実に再発防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」とい	条例第40条の2準用 基準解釈通知第3・1・4(31)準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>う。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。</p> <p>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。</p> <p>ニ 虐待等について、従業者が相談。報告できる体制整備に関すること。</p> <p>ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。</p> <p>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。</p> <p>ト ヘの再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。</p> <p>② 虐待防止のための指針</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内の研修で差し支えありません。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①～③に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましいです。</p> <p>(2) 事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p>※ (高齢者虐待に該当する行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 	<p>高齢者虐待防止法第5条</p> <p>高齢者虐待防止法第2条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>(3) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。</p>	高齢者虐待防止法第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
43	<p>会計の区分</p> <p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)</p> <p>② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)</p>	<p>条例第41条準用</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(32)準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
44	<p>記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。また、①～③の記録については、5年間保存していますか。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>② 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 利用者に関する町への通知に係る記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑦ 運営推進会議による報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>※ 「その完結の日」とは、①～⑤の記録については個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日、⑦の記録については運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。</p>	<p>条例第107条</p> <p>条例第107条</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(13)準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
II - 1 基本方針（介護予防認知症対応型共同生活介護）							
45	基本方針	介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	条例(予防)第70条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
II - 2 人員に関する基準（介護予防認知症対応型共同生活介護）							
46	人員基準	介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、認知症対応型共同生活介護事業における従業者の員数の基準を満たすことをもって、介護予防認知症対応型共同生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。	条例(予防)第71条 第10項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
II - 3 設備に関する基準（介護予防認知症対応型共同生活介護）							
47	設備基準	介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、認知症対応型共同生活介護事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、介護予防認知症対応型共同生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。	条例(予防)第74条 第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
II - 4 運営に関する基準（介護予防認知症対応型共同生活介護）							
48	介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	条例(予防)第87条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 自らその提供する介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 ① 外部の者による評価 ② 運営推進会議における評価 ※ 自己評価は、年1回実施してください。	条例(予防)第87条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	条例(予防)第87条 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。</p> <p>※ 利用者ができないことを単に補う形でサービスの提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮してください。</p>	<p>条例(予防)第87条第4項</p> <p>基準解釈通知第4・3・3(1)③</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p>※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして適切な働きかけを行うよう努めてください。</p>	<p>条例(予防)第87条第5項</p> <p>基準解釈通知第4・3・3(1)②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
49	<p>介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的な取組方針</p> <p>(1) サービス提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p>	<p>条例(予防)第88条第1号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p>	<p>条例(予防)第88条第2号</p> <p>基準解釈通知第4・3・3(2)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の利用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。</p>	<p>条例(予防)第67条第3号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 通所介護の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、当該介護予防認知症対応型共同生活介護事業者と通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものです。また、「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。</p>	基準解釈通知第4・3・3(2)①				
	(4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	条例(予防)第88条第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。	条例(予防)第88条第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。	条例(予防)第88条第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	条例(予防)第88条第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) サービスの提供に当たり、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	条例(予防)第88条第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	条例(予防)第88条第9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。	条例(予防)第88条第10号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について、(1)から(9)までの規定を準用してください。</p> <p>(11) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合で、介護予防支援事業所の担当職員が作成した介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から介護予防認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p>	基準解釈通知第3・4・49④準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他運営基準	その他運営基準は、認知症対応型共同生活介護事業の運営基準と同様です。					
Ⅲ 変更の届出等						
50	<p>変更の届出等</p> <p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を町長に届け出ていますか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限り） ④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする）並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む） ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町長に届け出てください。</p>	<p>法第78条の5第1項</p> <p>施行規則第131条の13第5号</p> <p>法第78条の5第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
Ⅳ 介護給付費の算定及び取扱い						
算定（届出）していない加算の項目については、「非該当」にチェックして下さい。						

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
51 基本的事項	(1) 費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 126 号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 5 認知症対応型共同生活介護費」(介護予防認知症対応型共同生活介護においては、平成 18 年厚生労働省告示第 128 号の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費」)により算定していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
52 基本報酬の算定	(1) 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれの所定単位数を算定していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤を行う介護従業者の数が、共同生活住居ごとに 1 人以上であること。ただし、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第 90 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。 ※ ある月において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者全員について、所定単位数が減算されることとします。 ① 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が基準を満たさない事態が 2 日以上連続して発生した場合 ② 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が基準を満たさない事態が 4 日以上発生した場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 登録者の数又は従業者の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 ① 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている登録定員を超える場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>② 従業者の員数が、指定地域密着型サービス基準第 90 条に定める員数に満たない場合</p> <p>※ ①定員超過利用関係</p> <p>1 月間（暦月）の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。</p> <p>※ ①定員超過利用関係</p> <p>利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。</p> <p>※ ①定員超過利用関係</p> <p>災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減額を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。</p> <p>※ ②人員基準欠如関係</p> <p>介護従業者（夜勤以外）</p> <p>ア 人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、登録者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。</p> <p>イ 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、登録者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。)</p> <p>※ ②人員基準欠如関係</p> <p>計画作成担当者</p> <p>翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、登録者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます）。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
53 短期利用認知症対応型共同生活介護費	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、認知症対応型共同生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、短期利用認知症対応型共同生活介護費として、それぞれの所定単位数を算定していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>① 指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が1又は2以上であること。</p> <p>② 認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設もしくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。</p> <p>③ 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護（以下この号において「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(ア)及び(イ)の規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>(ア) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること</p> <p>(イ) 1の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。</p> <p>④ 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。</p> <p>⑤ 短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。</p> <p>⑥ 指定地域密着型サービス基準第90条に定める従業者の員数を置いていること。</p> <p>※ 上記③ただし書に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて行う短期利用認知症</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>対応型共同生活介護は、あくまでも、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける必要がある者にのみ提供が認められるものであり、当該利用者に対する短期利用認知症対応型共同生活介護の提供は、7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度に行うものとします。</p> <p>また、「当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合」とは、当該利用者を当該事業所の共同生活住居（複数の共同生活住居がある場合、当該利用者が日中の時間帯等に共同生活を送る共同生活住居とする。）の利用者とみなして、当該利用者の利用期間を通じて人員基準を満たしており、かつ、当該利用者が利用できる個室を有している場合とします。特に個室の面積の最低基準は示していませんが、当該利用者の処遇上、十分な広さを有していること。ただし、個室以外であっても、1人当たりの床面積がおおむね7.43平方メートル以上で、プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備している場合は、個室に準じて取り扱って差し支えありません。この場合の「プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ」とは、可動でないもので隔てることまでを要するものではありませんが、視線が遮断されることを前提とします。建具による仕切りは認めますが、家具やカーテン、簡易パネルによる仕切りでは不可とします。また、天井から隙間が空いていることは認めます。</p> <p>なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて受け入れることができる利用者数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居ごとに1人まで認められるものであり、この場合、定員超過利用による減算の対象とはなりません。</p> <p>※ ⑤の「十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」又は認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」もしくは認知症介護指導者養成研修を修了しているものとする。</p>					
54	<p>身体拘束廃止未実施減算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算していますか（短期利用は除く。）。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>指定地域密着型サービス基準第97条第6項及び第7項に規定する基準に適合していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第97条第6項の記録(同条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を町長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を町長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p>					
55	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	<p>認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)及び短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)について、共同生活住居の数が3である認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合(指定地域密着型サービス基準第90条第1項ただし書に規定する場合に限る。)に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
56	夜間支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして町長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所については、施設基準に定める区分に従い、1日につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 夜間支援体制加算(Ⅰ) 50単位</p> <p>(2) 夜間支援体制加算(Ⅱ) 25単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 夜間支援体制加算(Ⅰ)</p> <p>① 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>② 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)又は短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定していること。</p> <p>③ 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が2以上であること。</p> <p>(2) 夜間支援体制加算(Ⅱ)</p> <p>① 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>② 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)又は短期利用共同生活介護費(Ⅱ)を算定していること。</p> <p>③ 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数に1を加えた数以上であること。</p> <p>※ 本加算は、1の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置している場合に算定するものとします。ただし、すべての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとします。</p>					
57	<p>認知症行動・心理症状緊急対応加算</p> <p>短期利用認知症対応型共同生活介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から7日を限度として1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとします。</p> <p>また、事業所は判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記載してください。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
58	<p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して認知症対応型共同生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>※ 担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。</p> <p>※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合、本加算は算定できません。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
59	<p>利用者が入院したときの費用の算定</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ただし、入院の初日及び最終日は、算定できません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。</p> <p>※ ①入院時の費用を算定する指定認知症対応型共同生活介護事業所は、あらかじめ、利用者に対して、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと。</p> <p>イ 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、利用者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断してください。</p> <p>ロ 「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指します。</p> <p>ハ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に居室の空きがないことをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、居室の確保が間に合わない場合等を指すものである。事業所側の都合は、基本的には該当しないことに留意してください。</p> <p>ニ 利用者の入院の期間中の居室は、短期利用認知症対応型共同生活介護等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入居できるよう、その利用は計画的なものでなければなりません。</p> <p>※ ②入院の期間には初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の入院を行う場合の入院期間は、6日と計算されます。</p> <p>(例)</p> <p>入院期間：3月1日～3月8日(8日間)</p> <p>3月1日 入院の開始</p> <p>………所定単位数を算定</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>3月2日～3月7日(6日間) ……1日につき246単位を算定可 3月8日 入院の終了 ……所定単位数を算定</p> <p>※ ③利用者の入院の期間中にそのまま退居した場合は、退居した日の入院時の費用は算定できます。</p> <p>※ ④利用者の入院の期間中で、かつ、入院時の費用の算定期間中にあつては、当該利用者が使用していた居室を他のサービスに利用することなく空けておくことが原則ですが、当該利用者の同意があれば、その居室を短期利用認知症対応型共同生活介護等に活用することは可能です。ただし、この場合に、入院時の費用は算定できません。</p> <p>※ ⑤入院時の取扱い</p> <p>イ 入院時の費用の算定にあたって、1回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12日分)まで入院時の費用の算定が可能です。</p> <p>(例) 月をまたがる入院の場合 入院期間：1月25日～3月8日 1月25日 入院 ……所定単位数を算定 1月26日～1月31日(6日間) ……1日につき246単位を算定可 2月1日～2月6日(6日間) ……1日につき246単位を算定可 2月7日～3月7日 ……費用算定不可 3月8日 退院 ……所定単位数を算定</p> <p>□ 利用者の入院の期間中は、必要に応じて、入退院の手続きや家族、当該医療機関等への連絡調整、情報提供などの業務にあってください。</p>					
60	看取り介護加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算していますか(短期利用は除く。)</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>② 医師、看護職員（事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院もしくは診療所もしくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。</p> <p>③ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次に掲げる基準のいずれにも適合している利用者</p> <p>① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>② 医師、看護職員（事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院もしくは診療所もしくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。</p> <p>③ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。</p> <p>※ 退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定できません。また、医療連携体制加算を算定していない場合には算定できません。</p> <p>※ 看取り介護加算は、医師が、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>時利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援することを主眼として設けたものです。</p> <p>※ 看護職員については、認知症対応型共同生活介護事業所において利用者の看取り介護を行う場合、利用者の状態に応じて随時の対応が必要であることから、当該認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所もしくは訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）の職員に限ります。</p> <p>具体的には、当該認知症対応型共同生活介護事業所と訪問看護ステーション等が、同一市町村内に所在している又は同一市町村内に所在していないとしても、自動車等による移動に要する時間がおおむね 20 分以内の近距離に所在するなど、実態として必要な連携をとることができる必要があります。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくためにも、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCA サイクル)により、看取り介護を実施する体制を構築するとともに、それを強化していくことが重要であり、具体的には、次のような取組が求められます。</p> <p>イ 看取りに関する指針を定めることで事業所の看取りに対する方針等を明らかにする (Plan)。</p> <p>ロ 看取り介護の実施に当たっては、当該利用者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援を行う (Do)。</p> <p>ハ 多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う (Check)。</p> <p>ニ 看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う (Action)。なお、認知症対応型共同生活介護事業所は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましいです。</p> <p>※ 質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努力す</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ることが不可欠です。具体的には、認知症対応型共同生活介護事業所は、看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、事業所等において看取りに際して行いいうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要です。加えて、説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供してください。</p> <p>※ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられます。</p> <p>イ 当該事業所の看取りに関する考え方 <input type="checkbox"/> 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方</p> <p>ハ 事業所において看取りに際して行いいうる医療行為の選択肢</p> <p>ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む。）</p> <p>ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法</p> <p>ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式</p> <p>ト 家族等への心理的支援に関する考え方 チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法</p> <p>※ 看取りに関する指針に盛り込むべき内容を、医療連携体制加算を算定する際の施設基準に規定する重度化した場合の対応に係る指針に記載する場合は、その記載をもって看取りに関する指針の作成に代えることができるものとしませんが、その際は適宜見直しを行ってください。</p> <p>※ 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めてください。</p> <p>イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 <input type="checkbox"/> 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録</p> <p>ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 利用者等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。</p> <p>また、利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると思われる場合には、看取り介護加算の算定は可能です。</p> <p>この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず事業所への来訪がなかった旨を記載しておくことが必要です。</p> <p>なお、家族が利用者の看取りについて共に考えることは極めて重要であり、事業所は、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進める必要があります。</p> <p>※ 看取り介護加算は、基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、認知症対応型共同生活介護事業所において行った看取り介護を評価するものです。</p> <p>死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該認知症対応型共同生活介護事業所において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。(したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が45日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできません。)</p> <p>なお、看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有を努めてください。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所を退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があ</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができます。</p> <p>なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。</p> <p>※ 利用者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当該入院又は外泊期間が死亡日以前 45 日の範囲内であれば、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、看取り介護加算の算定が可能です。また、入院もしくは外泊又は退居の当日について看取り介護加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによります。</p> <p>※ 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするという認知症対応型共同生活介護の事業の性質に鑑み、1月に2人以上が看取り介護加算を算定することが常態化することは、望ましくありません。</p>					
61	初期加算	<p>入居した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき 30 単位数を加算していますか(短期利用は除く)。</p> <p>30 日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とします。</p> <p>※ ①本加算は、当該利用者が過去 3 月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去 1 月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定できます。</p> <p>※ ②短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合(短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合を含む。)については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を 30 日から控除して得た日数に限り算定するものとします。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ ③30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合は、①にかかわらず、初期加算が算定されます。					
62	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして町長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所において、認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 39単位</p> <p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 49単位</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 59単位</p> <p>※ 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)は算定できません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 医療連携体制加算(Ⅰ)</p> <p>(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。</p> <p>(2) 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>(3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。</p> <p>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。ただし、(1)により配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師により、24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>(3) 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。</p> <p>① 喀痰吸引を実施している状態</p> <p>② 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</p> <p>③ 中心静脈注射を実施している状態</p> <p>④ 人工腎臓を実施している状態</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>⑤ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</p> <p>⑥ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態</p> <p>⑦ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</p> <p>⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態</p> <p>⑨ 気管切開が行われている状態</p> <p>(4) イ(3)に該当すること。</p> <p>八 医療連携体制加算(Ⅲ)</p> <p>(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していること。</p> <p>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>(3) イ(3)及びロ(3)に該当すること。</p> <p>※ 医療連携体制加算は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものです。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅰ)の体制について、利用者の状態の判断や、認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師の確保を要することとしており、准看護師では本加算は認められません。</p> <p>また、看護師の確保については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として確保することも可能です。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅰ)の体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、以下等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する日常的な健康管理 ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 ・看取りに関する指針の整備 <p>※ 医療連携体制加算(Ⅱ)の体制については、事業所の職員として看護師又は准看護師を常勤換算方法により1名以上配置する</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>こととしていますが、当該看護職員が准看護師のみの体制である場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携を要することとしています。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅱ)又は医療連携体制加算(Ⅲ)を算定する事業所においては、上記(2つ前の※)のサービス提供に加えて、協力医療機関等との連携を確保しつつ、医療ニーズを有する利用者が、可能な限り認知症対応型共同生活介護事業所で療養生活を継続できるように必要な支援を行うことが求められます。</p> <p>算の算定に当たっては、施設基準口の(3)に規定する利用者による利用実績(短期利用認知症対応型共同生活介護を利用する者を含む。)があり、当該利用者が療養生活を送るために必要な支援を行っていることを要件としています。</p> <p>イ 施設基準口の(3)の①に規定する「喀痰吸引を実施している状態」とは、認知症対応型共同生活介護の利用中に喀痰吸引を要する利用者に対して、実際に喀痰吸引を実施している状態です。</p> <p>ロ 施設基準口の(3)の②に規定する「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。</p> <p>ハ 施設基準口の(3)の③に規定する「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。</p> <p>ニ 施設基準口の(3)の④に規定する「人工腎臓を実施している状態」については、当該月において人工腎臓を実施しているものであること。</p> <p>ホ 施設基準口の(3)の⑤に規定する「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧 90mmHg 以下が持続する状態又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度 90%以下の状態で常時、心電図、血圧又は動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。</p> <p>ヘ 施設基準口の(3)の⑥に規定する「人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、人工膀胱又は人工肛門に係る皮膚の炎症等に対するケアを行った場合であること。</p> <p>ト 施設基準口の(3)の⑦に規定する「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>状態」とは、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行っている状態であること。</p> <p>チ 施設基準口の(3)の⑧に規定する「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下のいずれかの分類に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限ること。</p> <p>第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）。</p> <p>第二度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）がある。</p> <p>第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深くくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある。</p> <p>第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している。</p> <p>リ 施設基準口の(3)の⑨に規定する「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開に係るケアを行った場合であること。</p> <p>※ 「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針、などが考えられます。</p> <p>また、医療連携体制加算算定時には、契約を結んだ上で訪問看護ステーションを利用することが可能となりましたが、急性増悪時等においては、診療報酬の算定要件に合致すれば、医療保険による訪問看護が利用可能であることについては、これまでと変わらないものです。</p>					
63	退居時相談援助加算	<p>利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>回を限度として、400 単位を算定していますか。</p> <p>※ 退居時相談援助の内容は次のようなものです。</p> <p>① 食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助</p> <p>② 退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助</p> <p>③ 家屋の改善に関する相談援助</p> <p>④ 退居する者の介助方法に関する相談援助</p> <p>※ 退居時相談援助加算は、次の場合には、算定できません。</p> <p>① 退居して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>② 退居して他の介護保険施設への入院若しくは入所又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用を開始する場合</p> <p>③ 死亡退居の場合</p> <p>※ 退居時相談援助は、介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力して行ってください。</p> <p>※ 退居時相談援助は退居者及びその家族等のいずれにも行ってください。</p> <p>※ 退居時相談援助を行った場合は、相談援助を行った日付及び相談援助の内容の要点に関する記録を行ってください。</p>					
64	<p>認知症専門ケア加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、1 日につき次の所定単位数を加算していますか（短期利用は除く。）。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 当該認知症対応型共同生活介護事業所における入居者の総数のうち、日常生活に支障をきたす恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この項目において</p>					
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1人以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1人に、当該対象者の数が19人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① (1)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修を指します。</p> <p>※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」、認知症看護に係る適切な研修を指します。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)は算定できません。					
65	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位 計画作成担当者が指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、100 単位を加算していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき 200 単位を加算していますか。 ただし、生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合には算定しません。 ※① 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について イ 「生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に介護従業者が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、介護従業者が提供する介護の内容を定めたものでなければなりません。 ロ イの認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>下「理学療法士等」という。)が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成担当者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価(以下「生活機能アセスメント」という。)を行うものとしします。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。</p> <p>ハ イの認知症対応型共同生活介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければなりません。</p> <p>a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標</p> <p>c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>d b及びcの目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容</p> <p>二 ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定してください。</p> <p>ホ 本加算は口の評価に基づき、イの認知症対応型共同生活介護に基づき提供された初回の介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度口の評価に基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直す必要があります。</p> <p>ヘ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行ってください。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※② 生活機能向上連携加算(Ⅰ)について</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、①ロ、ホ及びヘを除き、①を適用する。本加算は、理学療法士等が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問せずに ADL 及び IADL に関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成担当者に助言を行い、計画作成担当者が、助言に基づき①イの認知症対応型共同生活介護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものです。</p> <p>a ①イの認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者の ADL 及び IADL に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者と連携して ICT を活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者に助言を行ってください。なお、ICT を活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等が ADL 及び IADL に関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成担当者と事前に方法等を調整するものとします。</p> <p>b 当該認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者は、a の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの認知症対応型共同生活介護計画の作成を行ってください。なお、①イの認知症対応型共同生活介護計画には、a の助言の内容を記載してください。</p> <p>c 本加算は、①イの認知症対応型共同生活介護計画に基づきサービスを提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、a の助言に基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により計画を見直した場合を除き、①イの認知症対応型共同生活介護計画に基づきサービスを提供した翌月及び翌々月は本加算を算定できません。</p> <p>d 3 月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告してください。なお、再度 a の助言に基づき</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	認知症対応型共同生活介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能です。					
66	<p>口腔衛生管理体制加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算していますか（短期利用は除く）。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。</p> <p>□ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>※ 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該事業所において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではありません。</p> <p>※ 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。なお、テレビ電話装置等を活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載します。</p> <p>イ 当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題</p> <p>□ 当該事業所における目標</p> <p>ハ 具体的方策</p> <p>ニ 留意事項</p> <p>ホ 当該事業所と歯科医療機関との連携の状況</p> <p>ヘ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）</p> <p>ト その他必要と思われる事項</p> <p>※ 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できませんが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行います。					
67	<p>口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき20単位を加算していますか（短期利用は除く。）。</p> <p>ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>② 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われていることに留意してください。</p> <p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。</p> <p>イ 口腔スクリーニング</p> <p>① 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者</p> <p>② 入れ歯を使っている者</p> <p>③ むせやすい者</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>□ 栄養スクリーニング</p> <p>① BMIが18.5未満である者</p> <p>② 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者</p> <p>③ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>④ 食事摂取量が不良(75%以下)である者</p>					
68	<p>科学的介護推進体制加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき40単位を加算していますか(短期利用は除く。)</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに(1)、(2)に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものです。</p> <p>※ 情報の提出については、LIFEを用いて行ってください。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PCDAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象にはなりません。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供す</p>		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>るためのサービス計画を作成する(Plan)。</p> <p>□ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。</p> <p>ハ LIFE への提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。</p> <p>ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。</p>					
69	サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合には、次に掲げるその他の加算は算定できません。</p> <p>(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位</p> <p>(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位</p> <p>(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。</p> <p>② 認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。</p> <p>(2) 登録定員、人員基準に適合していること。</p> <p>□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。</p> <p>②登録定員、人員基準に適合していること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>				
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(1) 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。</p> <p>② 認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。</p> <p>③ 認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</p> <p>(2) 登録定員、人員基準に適合していること。</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用います。ただし、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前 3 月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月以降届出が可能となります。</p> <p>※ 上記※のただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合につき、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出してください。</p> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で 資格を取得している者とします。</p> <p>勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。</p> <p>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>同一の事業所において介護予防認知症対応型共同生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。</p> <p>※ この場合の認知症対応型共同生活介護の職員に係る常勤換算にあつては、利用者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えありません。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員とは、介護従業者として勤務を行う職員を指します。					
70	介護職員処遇改善加算					
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、認知症対応型共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、(1)～(3)はそれぞれ同時に算定できない。					
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の111に相当する単位数		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の81に相当する単位数		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の45に相当する単位数		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 厚生労働大臣が定める基準 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月22日老発0322第2号厚生労働省老健局長通知) ア～エについては(Ⅰ)～(Ⅲ)全共通 ア 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。 イ 介護職員処遇改善計画書を作成し、町に届出をしている。 ウ 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く)の内容、改善の費用の見込み等を全職員に周知している。 エ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 オ キャリアパス要件等の届出をしている。 〔キャリアパス要件Ⅰ〕 「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用(賃金に関するものを含む。)等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等を除く)」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 〔キャリアパス要件Ⅱ〕 職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>A 資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>B 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>〔キャリアパス要件Ⅲ〕 次の①及び②の全てに適合すること。</p> <p>① 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>A 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>B 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>C 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>② ①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>〔加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の職場環境等要件〕 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く）の内容、改善の費用の見込み等を全職員に周知している。</p> <p><各加算の算定要件> 加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。</p> <p>加算(Ⅰ)・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。</p> <p>加算(Ⅱ)・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。</p> <p>加算(Ⅲ)・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。</p>					
72	介護職員等特定処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た施設が、利用者に				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定できません。</p>					
	<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の31に相当する単位数</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の23に相当する単位数 ※ 厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第九十五号)</p> <p>① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、町長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について町長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を町長に報告すること。</p> <p>(5) 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>					
73	<p>介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>・基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の23に相当する単位数</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>					
	<p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(2) 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画を作成し、全ての職員に周知し、町長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について町長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を町長に報告すること。</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>					
V 電磁的記録等						
74	電磁的記録等	<p>(1) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの並びに第1の4の4(1)及び第5の(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。</p> <p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下この項目において「事業者等」という。）は、条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしています。</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p>	条例203条第1項			

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載された事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、条例第 203 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法による方法によること。</p> <p>(4) また電磁的記録により行う場合、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>					
	<p>(2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。</p> <p>※ 事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の同意を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしています。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、条例第 9 条第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q&A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする事。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q&A」を参考にする事。</p> <p>(4) その他条例第 203 条第 2 項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、条例又は基準解釈通知等</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>						
VI その他							
75	<p>介護サービス情報の公表</p>	<p>指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>※ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告する。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。</p>	法第115条の35第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
76	<p>業務管理体制の整備</p>	<p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 (届出先)</p> <p>① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者→厚生労働大臣</p> <p>② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者→主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>③ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者→都道府県知事</p> <p>④ すべての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者→指定都市の長</p> <p>⑤ 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が毛呂山町に所在する事業者→毛呂山町長</p> <p>※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所数20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備届出事項：法令遵守責任者 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>イ 事業所数20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名 	法第115条の32第1項、第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ 事業所数 100 以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要					
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組（例）の①から⑤までの該当するものを○で囲むとともに、⑤については、その内容を記入。 ① 介護報酬の請求等のチェックを実施 ② 内部通報、事故報告に対応している ③ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している ④ 法令遵守規程を整備している ⑤ その他（ ）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- ・「法」 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・「施行規則」 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・「基準解釈通知」 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
- ・「条例」 毛呂山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例14号）
- ・「条例(予防)」 毛呂山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例15号）
- ・「消防法」 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・「消防法施行令」 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- ・「消防法施行規則」 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- ・「高齢者虐待防止法」 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・「労働安全衛生法」 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・「労働安全衛生規則」 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）